

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 御中

平成 29 年 10 月 2 日

株式会社 ぜん  
代表取締役 尾崎 成彦

「2017 年 9 月 27 日再申入れ」に対するご回答

「2017 年 9 月 27 日再申入れ」に対するご回答につきまして下記の通り記載いたします。

記

1 再申入れの趣旨の（1）及び（2）にて、貴殿は当社が消費者と締結している月額会員契約に記載されている「入会后 4 ヶ月間は、休会・退会ができない」という条項（以下「本件条項」）の削除を求めています。当社としましては、慎重に検討しました結果本件条項を削除することといたしました。従いまして、3 个回答にあたってのお願いに記載されていませず法的な観点からの回答につきましては省略いたします。

以上